

フランスにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5544

FAX: 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる。

アンケート返送先 FAX 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課宛

● ジェトロアンケート ●
**「フランスにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」
 に関するアンケート**

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1:「フランスにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？(○をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質問2:上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3:その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

目 次

第一章 インターネットの青少年保護のための法的規制	2
1. 刑法典におけるインターネット上の青少年保護規制	2
2. 刑法典の変遷	2
3. 刑法典における現行法規制及び罰則	3
4. フィルタリングに関する法律の変遷	5
5. フィルタリング・ソフト	6
6. 携帯電話用フィルタリング	7
7. フィルタリング(保護者用コントロールツール)の導入に関するアンケート	7
8. 学校内におけるフィルタリング	8
第二章 政府のホットライン・センター	9
1. 警察のホットライン	9
2. ホットライン受け付け処理手続き	9
第三章 民間団体設置のホットライン	11
1. AFA(Association des Fournisseurs d'Accès et de Services Internet)	11
2. AFA のホットライン受け付け処理手続き	11
3. AFA のホットライン年間報告	12
4. e-enfance のホットライン	13

第一章 インターネットの青少年保護のための法的規制

フランスでは日本の「青少年インターネット環境整備法」に該当するインターネット上における青少年の保護についてまとめた法律は存在しない。

青少年保護のためのインターネット規制は既存の刑法典(Code Pénal)の立法部(Partie législative)第II巻「人に対する重・軽罪」(Des crimes et délits contre les personnes)第II編「人間への侵害」(Des atteintes à la personne humaine)第7章「未成年者及び家族への侵害」(Des atteintes aux mineurs et à la famille)第5節「未成年者を危険にさらす行為」(De la mise en péril des mineurs)の中で児童ポルノに対する刑罰など未成年者に対する保護を目的とした法律として盛り込まれたものとプロバイダに対するフィルタリングに関する法律に大別できる。

1. 刑法典¹におけるインターネット上の青少年保護規制

1974年7月5日の法律により「18歳未満」が未成年と定められている。刑法典では両親あるいは後見人なしに民事上の権利を行使できない未成年者が大人の権力の乱用の対象とならないような様々な未成年者の保護に関する法律が規定されており、その一環として暴力的、ポルノ、あるいは人間の尊厳を著しく損ねる性質の表現物を未成年者対象に製作、頒布することを禁じている。不特定多数を対象とするインターネット上の犯罪についてはインターネットの普及に伴い1998年に初めて「電気通信ネットワーク上」の犯罪として明文化、その後刑罰の適用拡大、強化が随時行われている。

2. 刑法典の変遷

刑法典の主な改正点は以下のとおり。

- 1998年：インターネットの発展に伴い初めて「電気通信ネットワーク上での不特定多数を対象とした」犯罪を処罰の対象として明文化した刑法改正が行われた。同時に外国での未成年者への性的暴行、写真だけでなく児童ポルノの描写(疑似像)も対象にするなど児童ポルノの適用を拡大した。(「性犯罪防止、抑止及び未成年者の保護に関する1998年6月17日の法律98-468(Loi no° 98-468 du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs (1))²」)

¹http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?sessionId=A303206953957D116AE2217BEA67F8E6.tpdjo05v_1?cidTexte=LEGITEXT000006070719&dateTexte=20111102

²http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?sessionId=99A55227ACAD4B9523CEAD0D37B7AF85.tpdjo10v_1?cidTexte=LEGITEXT000006070719&dateTexte=20111102

- 2002 年:児童ポルノをコンピューターに保存することを禁じるための児童ポルノの保持に対する刑罰追加。(「親権に関する 2002 年 3 月 4 日の法律 2002-305(LOI n°2002-305 du 4 mars 2002 relatives à l'autorité parentale (1)³)」)
- 2004 年:組織犯罪に関する罰則の追加。(「犯罪の変遷に対する司法の適応に関する 2004 年 3 月 9 日の法律 2004-204(LOI n°2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité (1)⁴)」)
- 2006 年:刑罰の強化(児童ポルノ製作等に対する刑罰「3 年に禁固及び 45,000 の罰金」を「5 年の禁固及び 75,000 ユーロの罰金」、電子通信網を使用者した児童ポルノの頒布に対する刑罰「5 年の禁固及び 75,000 ユーロの罰金」を「7 年の禁固及び 10 万ユーロの刑罰」に変更)
- 2007 年:15 歳未満の未成年に対する性的誘引の刑罰追加。(「非行予防のための 2007 年 3 月 5 日の法律 2007-297(LOI n°2007-297 du 5 mars 2007 relatives à la prévention de la délinquance (1)⁵)」)
- 2011 年:窒息ゲーム防止のため未成年の身体を危険にさらすゲームへの誘引に対する刑罰追加。(「国内安全の成果のための方針及び計画の 2011 年 3 月 14 日の法律 2011-267 (LOI n° 2011-267 du 14 mars 2011 d'orientation et de programmation pour la performance de la sécurité intérieure (1)⁶)」)

3. 刑法典における現行法規制及び罰則

現行の刑法典による未成年(18 歳未満)を対象とした主な規制は以下のとおり。なお、フランスでは「18 歳未満が未成年」となっているが、「性的同意年齢は 15 歳」となっている。

e=JORFTEXT000000556901&categorieLien=id

³http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=4759858A0B18D6392005D8118E7BFF03.tpdjo10v_1?cidTexte=JORFTEXT000000776352&categorieLien=id

⁴http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=4759858A0B18D6392005D8118E7BFF03.tpdjo10v_1?cidTexte=JORFTEXT000000249995&categorieLien=id

⁵http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=4759858A0B18D6392005D8118E7BFF03.tpdjo10v_1?cidTexte=JORFTEXT000000615568&categorieLien=id

⁶<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000023707312&categorieLien=id>

主な法規制

刑法典適用条項	要件	刑罰
227-22	未成年の墮落を助長する行為	5年の禁固及び 7万5000€の罰金
227-22	未成年が15歳未満の場合、或いは電子通信網を使用して不特定の公衆宛てにメッセージを頒布することにより未成年に接触、或いは性的露出、性関係を持つ会を開催等未成年の墮落を助長する行為	7年の禁固及び 10万€の罰金
227-22	上記の違法が組織により行われた場合	10年の禁固及び 100万€の罰金
227-22-1	15歳以下或いは電子通信網を通じ15歳未満と称する未成年に対する性的誘引	2年の禁固及び 3万€の罰金
227-22-1	性的誘引後、実際に会う場合	5年の禁固及び 7万5,000€の罰金
227-23	未成年のポルノ製作、贈与、頒布、輸出、輸入及びその未遂	5年の禁固及び 7万5,000€の罰金
227-23	不特定の公衆宛てに電子通信網を使用した未成年のポルノの頒布及びその未遂	7年の禁固及び 10万€の罰金
227-23	未成年のポルノのサイト習慣的閲覧、未成年のポルノ所持	2年の禁固及び 3万€の罰金
227-23	上記3項の違法が組織により行われた場合	10年の禁固及び 50万€の罰金
227-23	227-23項は製作時に18歳であると立証できない限り外見が未成年に見える場合にも適用	
227-24	暴力、ポルノ、人間の尊厳を大きく侵害、或いは未成年が身体的に危険なゲームをするよう助長するメッセージを未成年が目に触れるように製作、頒布、	3年の禁固及び 7万5,000€の罰金
227-26	不特定の公衆宛てに電子通信網を使用してメッセージを頒布することにより暴力、強制、不意打ちなく行われた15歳未満の未成年に対する性的侵害	10年の禁固及び 15万€の罰金
227-28-3	未成年のポルノへの誘引のための贈り物等 (犯罪が実際には行われていない場合も含む)	軽犯罪の場合:3年の 禁固及び4万5,000€ の罰金 重罪の場合:7年の禁 固及び10万€の罰金

4. フィルタリングに関する法律の変遷

プロバイダに対するフィルタリングを義務付ける法律が初めて明文化されたのは 1996 年だがフィルタリングのソフトの普及にはつながらなかった。フィルタリングの技術提案の義務化に加えソフトが有料であることがフィルタリングの普及を阻む原因と、プロバイダは 2005 年 11 月 16 日の政府との合意書⁷に従い、2006 年の第一四半期までに保護者用コントロールツールを無料で提供することとした。

- 1996 年:「電気通信の規制の 1996 年 7 月 26 日の法律 96-6598(LOI no 96-659 du 26 juillet 1996 de réglementation des télécommunications (1))⁸」の 15 条で 1986 年の法律 80-1067 の 43-1 条、43-2 条、43-3 条を追加。43-1 条で「プロバイダはアクセスを制限あるいは選択できる技術的手段を提案しなければならない」と規定。但し、視聴覚最高評議会に倫理遵守勧告や検察への通告を行う「データ通信最高委員会」設置するとした 43-2 条、プロバイダの免責に関する 43-3 条が憲法評議会により違法⁹と判断されたため、実際にはフィルタリングのソフトの普及にはつながらなかった。
- 2000 年:「通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律 86-1067 を改正する 2000 年 8 月 1 日の法律 2000-719(LOI no 2000-719 du 1^{er} août 2000 modifiant la loi 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication (1))¹⁰」により、「プロバイダはアクセスを制限あるいは選択できる技術的手段を通知し、少なくとも一つは提案しなければならない」と規定、「ホスティング・サービス・プロバイダは、司法当局より命令を受けたにもかかわらず画像や音声等問題となるコンテンツへのアクセスを防止するために速やかに対処しなかった場合にのみ、刑事・民事責任を負うものとする」とサービス・プロバイダの責任を制限した。
- 2004 年:「電子商取引に関する 2002 年 7 月 12 日の EU 指令¹¹」の国内法令化した「デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律 2004-575(Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique)¹²」では、「ホスティング・サービス・プロバイダが画像や音声等の違法性を知らなかった場合、或いは違法性に気づいて速

⁷<http://www.afa-france.com/AccordAFAFamille.pdf>

⁸http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=1C19E6D19206B16737829FB3BAF8EC9B.tpdjo17v_3?cidTexte=JORFTEXT000000733177&categorieLien=id

⁹http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/96378DCccc_378dc.pdf

¹⁰http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=14B4FB483C31093097480D047142E2D0.tpdjo17v_3?cidTexte=JORFTEXT000000402408&categorieLien=id

¹¹<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:201:0037:0047:EN:PDF>

¹²http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=631F0A8B566AA0175BCD0361574AFF90.tpdjo06v_1?cidTexte=JORFTEXT000000801164&categorieLien=id

やかにそのデータを消去、またはアクセスを不可能にした場合、民事・刑事責任は問われな
いものとする」と規定、プロバイダに通報措置を講じるよう義務付けた。

- 2011年:「国内安全の成果のための方針及び計画の2011年3月14日の法律」により、
外国にホスティングされている児童ポルノ対策としてプロバイダに対し児童ポルノのサイト
へのブロッキングを義務付けた。(2012年3月15日発効)施行令については別途規定さ
れる。ブロッキングは警察の「情報技術通信に関する犯罪対策中央局(OCLCTIC)」からの
ブラックリストを元に行う。¹³

5. フィルタリング・ソフト

政府の情報セキュリティに関するポータルサイト¹⁴で、加入しているプロバイダの保護者用コ
ントロールツール¹⁵を有効にするかインターネットにおける青少年の保護活動を行っている非営利
団体「ACTION INNOCENCE」が比較テストし www.filtration.info 上に掲載しているフィルタリング・ソ
フトのテスト結果¹⁶を参考にする提唱している。

2011年フィルタリング・ソフト(保護者用コントロール)上位5製品

		フィルタリング	利便性	オプション	総合点	料金
1	Profil Parental Filter	5.3	6.0	6.0	5.5	無料
2	Parental Filter 2	5.1	6.0	6.0	5.3	39.95 €
3	Xooloo	5.2	6.0	4.0	5.2	29.99 €
4	Optenet Web Filter	4.8	6.0	6.0	5.1	39 €
5	CyberPatrol 7.7	5.0	4.0	6.0	5.0	39.95 €

(6点満点)

(出所: www.filtration.info)

¹³ <http://www.lececil.org/spip.php?article41&lang=fr>

¹⁴ http://www.securite-informatique.gouv.fr/gp_article214.html

¹⁵ <http://www.e-enfance.org/enfant-internet.php?page=3&article=82>

¹⁶ <http://www.filtration.info/f/web/resultats.aspx?nav=3>

6. 携帯電話用フィルタリング

携帯電話のオペレーター(Orange、SFR、Bouygues)は、自社の加入者に対しフィルタリングを提供している。SFRは2種類のフィルタリングを提供、加入者は①出会い系、暴力的なサイト等未成年禁止のサイトのアクセスを禁止するものと、②①に加えソーシャル・ネットワーク、チャット、ブログ、メール、検索エンジン、マーケットを禁止する年少用にアクセス制限を強化したものから選択できる。¹⁷

7. フィルタリング(保護者用コントロールツール)の導入に関するアンケート

2009年4月に大手調査会社IPSOSが実施したフィルタリングの導入(6-17歳対象)に関するアンケート調査¹⁸によると、子供用のコンピューターにフィルタリングを設定しているのは50%、42%は一度設定したもののその後解除している。設定したコントロールツールは主にプロバイダに提供されたツール(63%)とオペレーティングシステムにより提供されたツール(22%)で、子供と話し合いをしながら設定した保護者は38%、62%は全く話し合いをせずに設定している。フィルタリングの設定として選択したオプションは、インターネットの履歴(74%)、キーワードによるブロッキング(68%)、ブラックリストの定義(63%)、セキュリティレベルのパラメータ変更(58%)等。保護者が一度フィルタリングを設定したものの解除した理由としては、自分が使用する際ブロッキングされる(57%)、コンピューターの速度が遅くなった(25%)、子供の年齢が上がった(24%)、子供に頼まれ且つ子供を信用している(13%)等が挙げられている。

保護者コントロールツールの設定

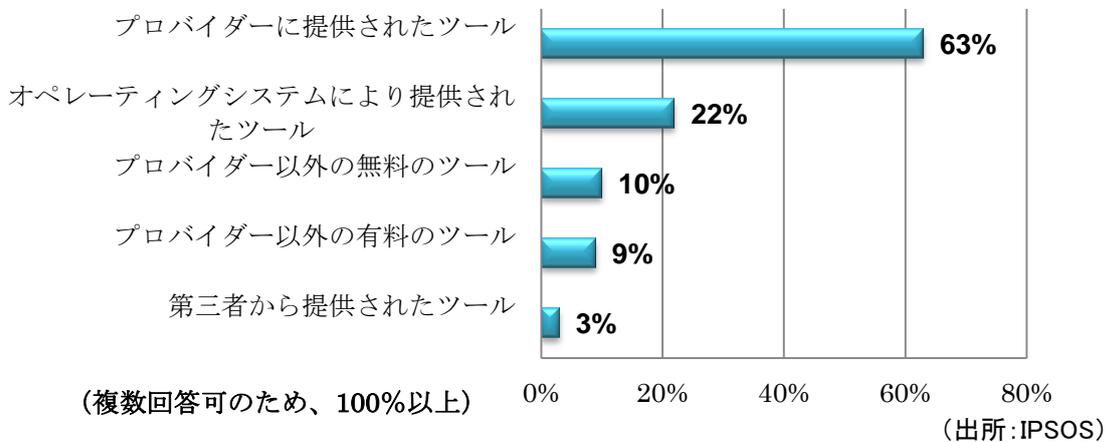


(出所:IPSOS)

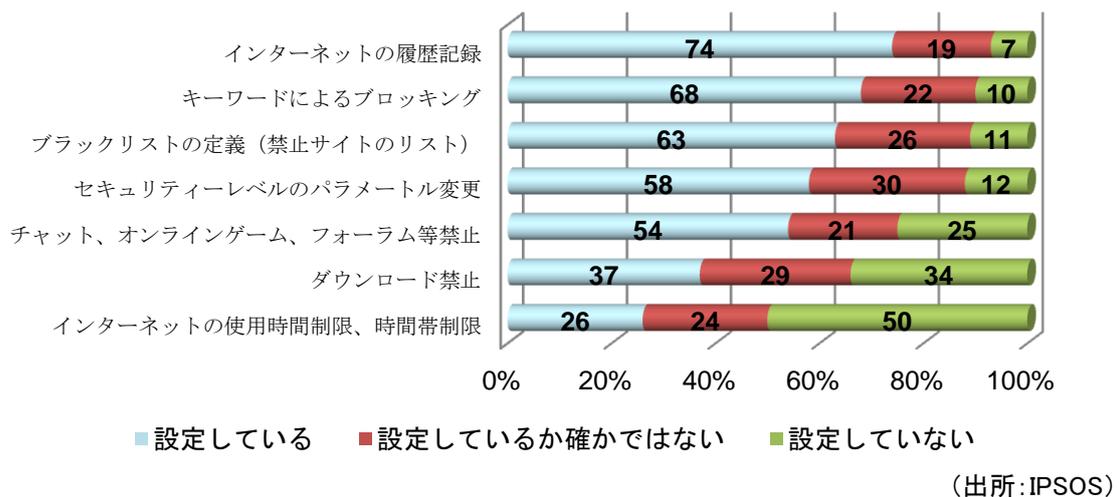
¹⁷ <http://www.sfr.fr/securite-sante/controle-parental/mobile/>

¹⁸ <http://www.ipsos.fr/ipsos-public-affairs/actualites/parents-et-logiciels-controle-parental>

保護者コントロールツール



コントロールツールの内容



8. 学校内におけるフィルタリング

学校内におけるインターネット使用については、生徒が安全に使用できるよう学校側がポルノ、フォーラム、人種差別等のブラックリスト¹⁹(閲覧禁止サイトのリスト)を校区の情報システムのセキュリティー担当から入手しブロッキング、又はホワイトリスト(閲覧認可サイトのリスト)作成によるフィルタリングを実施、インターネットの使用に関する憲章²⁰を作成するなど生徒の保護に努めている。

¹⁹<http://eduscol.education.fr/cid57091/fonctionnement-d-une-liste-noire.html>

²⁰http://media.eduscol.education.fr/file/services/62/5/Guide-elaboration-ChartesUsage_2008_197625.pdf

憲章のモデル：http://media.eduscol.education.fr/file/services/99/9/MetaCharte-070206_199999.doc
<http://eduscol.education.fr/cid57087/textes-officiels-et-preconisations.html>

第二章 政府のホットライン・センター

インターネットを利用した犯罪の増加に伴い、政府は情報犯罪抑止中央捜査班(BCRCI)、に代わる情報技術通信に関する犯罪対策中央局(OCLCTIC)を 2000 年に設置、インターネットの違法に関する通報受け付けのホットラインを開設した。

1. 警察のホットライン

初めてインターネット上 www.internet-mineurs.gouv.fr²¹に幼児性愛ポルノ対策としてホットラインを開設したのは 2000 年。その後、2004 年の「デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律」によるサイバー犯罪に対する取り締まり強化の一環として国内における不法なコンテンツ通報の受付の一元化を図り、政府は 2009 年 1 月 9 日ホットラインのアドレスを変更、新たな URL アドレスにホットライン <https://www.internet-signalement.gouv.fr>を設置した。

2. ホットライン受け付け処理手続き

インターネットの利用者、官公庁、インターネットの業界(プロバイダ、業界団体)から通報された情報は、司法警察総局の情報技術通信に関する犯罪対策中央局(OCLCTIC)内の通報調整分析検証方針課(PHAROS :Plate-forme d'Harmonisation, d'Analyse, de Recoupement, et d'Orientation des Signalements) が受理する。必要な措置を講じる前に法律違反かどうか確認、違反とみなされる情報は警察、憲兵隊、税関、経済財政産業省競争消費不正防止総局、税務当局へ伝達される。違法ではあるが外国でホスティングされているものについてはインターポールを通じ、ホスティングされている司法当局へ通報する。2009 年に通報された件数は、52353 件、2010 年には 48%増の 77646 件となった。通報の内容は、57%が詐欺、22%が未成年に対する侵害となっている。²²

参考： 司法警察総局の URL アドレス (<https://www.internet-signalement.gouv.fr>)

以下の内容から選択し通報：

- インターネット上の幼児性愛ポルノ又は未成年に対する墮落・腐敗行為
- 人種憎悪への助長、又は人種、性、性的指向、障害を理由にした差別への扇動
- 脅迫、又は暴力への助長

²¹ 現在は存在しない。

²² http://www.afa-france.com/CR_conference_2011.pdf

- 不法品の密売(麻薬、武器等)
- 人を危険にさらす内容
- 不法行為への誘引
- スпам
- 侮辱、中傷
- 詐欺

第三章 民間団体設置のホットライン

1. AFA(Association des Fournisseurs d'Accès et de Services Internet)

プロバイダ及びインターネットサービスの業界団体 AFA(Association des Fournisseurs d'Accès et de Services Internet)²³は 1997 年設立、1998 年に自主的措置としてインターネット上の幼児性愛ポルノや人種差別的なコンテンツを通報するホットライン「コンタクト・ポイント」を開設した。2005 年 11 月には無料の保護者用コントロールツールを提供する旨宣言、2006 年 11 月 7～11 歳までの児童及びその保護者を対象にクイズ式ゲーム「インターネットの模範運転免許」²⁴開始、2009 年携帯電話版ホットライン「コンタクト・ポイント」開始、2011 年 9 月以降通報を簡単に行うためのアプリケーションソフトを提供等インターネットにおける青少年の保護に努めている。

2. AFA のホットライン受け付け処理手続き

「デジタル経済における信頼のための法律」公布(2004 年 6 月 21 日)により通報措置は法的に義務化された。通報の内容が AFA の受理範囲内で法律に違反している可能性があると判断した場合、以下の手順で処理する。

1. IP アドレスの地理的位置の確認
2. OCLCTIC(情報技術通信に関する犯罪対策中央局)に通報
3. プロバイダに連絡(フランスでホスティングされている場合)
4. ホットラインの国際的機関「INHOPE」に連絡(INHOPE の加盟国でホスティングされている場合)
5. インターポール(国際刑事警察機構)に通報(ホスティングされている国が INHOPE に加盟していない場合)²⁵

参考:AFA の URL アドレス (<http://www.afa-france.com/>)

以下の内容から選択し通報:

- 未成年者の性的像、描写
- 未成年者がアクセス可能なポルノ、暴力、人間の尊厳に反するコンテンツ
- 人種差別、人種憎悪の扇動

²³ AFA の現在の会員は、Aricia、Azuria、Bouygues Telecom、DartyBox、Google France、Mana、Cal'L、Orange(Groupe France Télécom)、SFR、Numaricable

²⁴ <http://www.passe-ton-permis-web.com/>

²⁵ http://www.afa-france.com/CR_conference_2011.pdf

- 暴力(女性への暴力を含む)への助長
- テロ或いは爆弾製造への扇動
- 戦争犯罪擁護或いは人類に対する犯罪への抗議
- 自殺誘発
- スпам /フィッシング

3. AFA のホットライン年間報告

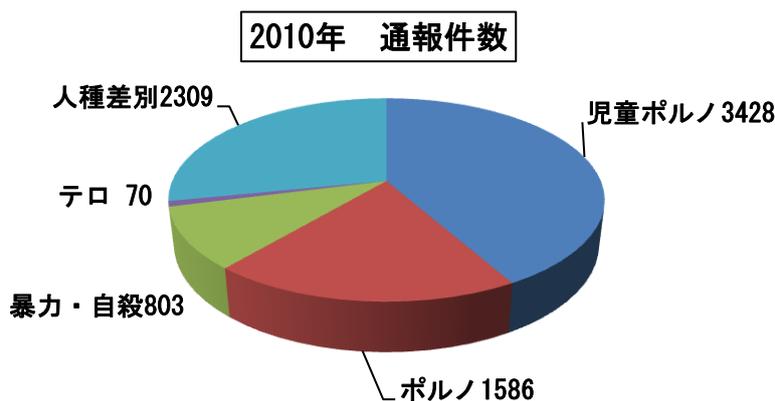
AFA のホットライン「Point de Contact(コンタクト・ポイント)」の年間報告によると、2010 年の通報件数は 8196 件、前年比 7.5%増となった。8196 件の通報のうち、90%が外国でホスティング(30%ヨーロッパ、47%アメリカ)されたもの。通報件数の増加に対し 2010 年の実際の違法件数は前年比 23.3%減の 2970 件となり、インターネットの利用者が有害な内容に対しより敏感になったことを示している。また、利用者の暴力、人種差別に対する関心が高くなり、2010 年には、暴力・自殺、人種差別への通報・違反件数が大幅に増加する一方、児童ポルノ、ポルノに対する件数は減少した。

ホットライン(AFA)の通報及び違法件数²⁶

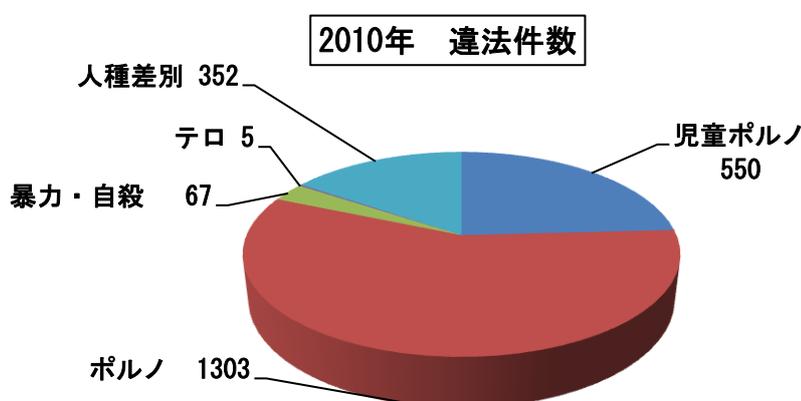
	2009 年	2010 年	前年比
児童ポルノ	4573	3428	-25.0%
その内違法	987	550	-44.3%
ポルノ	N.A.	1586	N.A.
その内違法	1700	1303	-23.4%
暴力・自殺	294	803	173.1%
その内違法	31	67	116.1%
テロ	50	70	40.0%
その内違法	12	5	-58.3%
人種差別	1247	2309	85.2%
その内違法	240	352	46.7%
通報総件数	7627	8196	7.5%
違法件数	2970	2277	-23.3%

(出所: AFA)

²⁶ <http://www.afa-france.com/CP%20AFA%20Bilan%20PDC%20janvier%202011.pdf>
http://www.afa-france.com/p_bilan_2009_pointdecontact.html



(出所:AFA)



(出所:AFA)

4. e-enfance のホットライン

e-enfance は、2005年に設立された民間の公益団体。青少年がインターネット、携帯電話、オンラインゲーム等新たな通信技術を安全に使用できるようにすることを目的としている。

2008年12月EUの「より安全なインターネットプログラム」²⁷⁾に基づき電話相談ホットライン「0800 200 000」²⁸⁾を開設した。保護者用のフィルタリング・ソフトのインストールのサポート、インターネットの安全な使用方法のアドバイス、オンラインゲームによるインターネットの過度の使用やサイバー・ハラスメントなどインターネットによるトラブルのカウンセリング等を行っている。また、国民教育・青少年・市民生活省は2011年6月6日 e-Enfance とサイバー・ハラスメント対策強化の協定²⁹⁾を締結した。

²⁷⁾ http://ec.europa.eu/information_society/activities/sip/index_en.htm#pastnavigation

²⁸⁾ <http://www.netecoute.fr/>

²⁹⁾ http://media.education.gouv.fr/file/06_juin/20/8/Convention_e-enfance_3_juin_2011_181208.pdf

フランスにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載